

# 生成AIをめぐる政策比較研究： イギリス・アメリカ・日本に注目して

井田浩之，松岡弥生子，村岡有香

## 要 旨

本研究ノートでは、イギリス、アメリカ、日本の生成AIの扱いに関する政策について、(a) 政府の見解と (b) 教育省の見解を調査し、それを踏まえ、(c) 各国の政策の特徴を整理する。これらを比較することにより、各国のAI政策の相違事項と共通事項を抽出し、今後のAI政策の議論の方向性を考察する。

キーワード：生成AI，教育省，政策比較研究，AI政策，ポリシー

## 1. はじめに

### 1.1 背景

2022年末に生成AIが登場した。人工知能が人間の仕事を奪う可能性については、これまでも話題になることがあった。オンライン上の情報を機械が学習し、文字情報を生成する仕組みだけに注目したら、目新しいものではない。

2022年にChatGPTの登場が話題になった。背後には2点の特徴が挙げられる。まずマルチモダリティの空間創出である。これまではテキストの生成だけが対象となっていたが、音声、画像、動画まで生成することができるようになった。人間の学習のサポートもできる可能性が出てきた（岡野原，2023）。人間の読み書きに影響を与える可能性が出てきたのである。

もう1つは、高度な機械学習が可能になったことが挙げられる。処理速度が上がったため、複雑なプロンプト（指示）を入力しても、即座に回答が生成できるようになった。人間が長い時間をかけてリサーチしていた内容を数秒で生成できるようになったのである。そのため、人間が担ってい

る仕事をAIが代替する現実が容易に想像できるようになり、その可能性が指摘され始めた。

その一方で、生成AIの高機能化については、否定的な見方も存在している。松尾（2023）は生成AIであっても、どこの情報を使うかの予測と、次の単語を予測することしかできないと指摘する。「意味」の学習をするのではなく、また人間のように無意識に言語学習はできないのである。

さらに、国内外の政策に目を向けてみよう。首相官邸（2024）では、AI時代の知的財産検討委員会を設置している。論点整理では、①産業競争力強化の視点、②AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点、③国際的視点、の3点が挙げられている。AIによる「進展」を認めつつも、著作権や知財の保護が課題とされている。

外務省（2024）によると、2024年にブラジルで開催されたG20外相会合でもAIのリスクについて議論されている。最大の懸念事項は、偽情報拡散のリスクだとされている。このように国際会議でもAIは国際規模で考える重要なテーマになっており、権利の保護、情報発信によるリスクといった人間生活との関わりについても深刻な側面が取

り上げられている。

文化庁（2024）はAIと著作権をめぐって、EU、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、中国、シンガポールを対象に国際比較を行っている。AIと著作物をめぐる取り扱いに関して、AIによる生成物のあり方への意識が強い。

以上のように、各種国際会議や省庁では、著作権を中心とした法的側面についての議論が中心である。ところが、教育でのあり方に関しては議論が活性化していない。

## 1.2 教育現場と生成AIの取り扱いをめぐって

教育とAIについては、鄭（2023）が国際機関の動きをレビューしている。代表的なガイドラインとして、UNESCO（2023）の教育・研究分野での生成AIの取り扱いをまとめたものが、執筆段階での包括的なガイドラインの1つである。その中では、教育現場での生成AI利用に関する明確な規定を設けていない国が多いと指摘されている。この現状を踏まえつつ、教育場面における生成AIの使用に際して留意する点が以下のように挙げられている。

- 人間中心のアプローチ：人間の能力発達に役立つ（インクルーシブで、サステナブルな将来に向けて）
- 段階を踏まえた規制：各国でのデータ保護、政府の戦略の見直しと予算確保、AIの倫理に関する具体的な規制導入、AIが生成するコンテンツへの著作権法の強化など
- 政府一丸となった取り組み：潜在的リスクの評価と分類、データプラバシーの保護など（UNESCO, 2023）

このように、AIによって人間の能力拡張を可能にする側面に触れつつも、各国の教育機関の取り組みの遅滞に関して警鐘を鳴らしている。またここで挙げたガイドラインは教育現場での生成AI

の取り扱いをまとめてはいるが、何をどのように読み取ればいいのか、各国の政策との関係については、必ずしも明確にしていない。この断絶によって、教育とAIの議論が進まないと考えられる。

## 1.3 本研究ノートの目的

以上を踏まえて、本研究では生成AIへの反応をめぐってイギリス、アメリカと、日本での教育現場での生成AIの取り扱いに関する政策文書の記述を比較分析することで、次の目的を達成したい。(a) 主要国の生成AIへの政策的姿勢を読み取り、(b) 日本の教育現場で生成AIの取り扱いを検討していくための方向を模索することである。

本研究ノートでは、イギリス、アメリカ、日本を比較する。他国の情報政策、教育政策におけるデジタル化への対応などは、日本の教育政策策定においても影響を与えている。そのため、この3カ国を比較することは、我国の教育現場におけるAIの扱い方について理論的・実践的に議論を進めていく際にも有益と考えられる。

## 2. 研究方法

イギリス、アメリカ、日本の政策文書を分析対象とする。扱うのは、(1) 政府AI利用に関する指針、(2) 教育省の学校現場におけるAI使用に関する指針をまとめた文書である。分析の観点は次の3点である。

1. 政府の対応
2. 教育現場での取り扱い
3. 特徴の抽出

1. は今回対象とする該当政府が、AIへの対応をどのように規定しているか、最もスタンスがわかる箇所を検討する。2. は、教育現場におけるAI使用の方向性を示した記述を抽出する。3. は、1. と2. を踏まえて、各国の特徴をまとめ

る。

解釈方法について触れておく。本研究ノートの著者3名が対象文書を、それぞれの立場から読解し、関連する記述を引用し、その内容を解釈する。執筆者によって着眼点異なるため、記述の厳密な統一はできないが、共通認識として、教育と生成AIに関する政策的な位置付けと実態を示すこと、教育と生成AIの議論を促進することがある。

3章以降の構成と、執筆分担について説明する。3章はイギリス（井田）、4章はアメリカ（松岡）、5章は日本（村岡）である。AIをめぐる研究は迅速で、プレプリントなども数多く発表されている状況である。ここでは、本原稿執筆段階（2024年9月）で発表されている政策文書を対象とする。それ以降の状況が変わっていることもありうることを予め断っておく。

### 3. イギリス

#### 3.1 対象とする文書

イギリスはデジタル教科書の導入や、デジタル化に関して、これまでも積極的な取り組みを見せてきた。日本の教育政策においても、イギリスの取り組みは頻繁に参考にされている。

ここで対象とする文書は、以下の3つである。

- イギリス文書①：Introducing AI Safety Institute (2023)
- イギリス文書②：Generative AI in Education: Educator and Expert Views (2024)である。
- イギリス文書③：Generative Artificial Intelligence (AI) in Education (2023)

イギリス文書①は、イギリス政府の動向を知る上で活用できる。イギリス政府のAIに関する見解は、科学・イノベーション・テクノロジー省（Department of Science, Innovation and

Technology）というイギリス政府の省庁が担当しており、その中にUK AI Safety Instituteが創設され、そのミッションを示したものである。AIに関する専門機関を設置することで、先端的な研究知見に基づいて課題に対応していく状況を最もよく知ることができると考えられる。

イギリス文書②、③は教育省（Department of Education）が、教育現場でのAIに関する取り扱いを述べている。ガイドラインを制定し、有識者にインタビューを行い、ガイドラインの見直しを行う取り組みがイギリスらしさを反映している。

#### 3.2 政府の方針

イギリス文書①では、イギリスがAIの開発ならびに実装について、世界で主導権を持っているとし、政府直轄のAIに特化した機関を設立したことに言及している。この機関の使命として「社会技術的なインフラを整備することで、AIのリスクを理解し、その統制を可能にする」と述べ、「AIシステムについて説明責任を果たせるよう評価を公開し、そのための研究を支援する」ことに主眼をおいている。AIの利点（経済成長・生産性の向上、健康やウェルビーイングの促進、公的サービスの改善、セキュリティの向上）の背後にあるリスクを徹底的に検証していることもわかる。

そしてこの機関の機能として、3つが挙げられている。(a) 最新のAIシステムについての評価、開発・実施、(b) AIの安全性の基盤研究の牽引、(c) 情報交換の促進である。それぞれを概観しておくと、(a) は、デュアルユース（軍民両用）、社会への影響、システムの安全性とセキュリティ、コントロール不足の確認である。(b) は、AI管理についてのツール開発、評価の科学化、新規性のあるアプローチが挙げられている。(c) は、政策立案者、統制機関、民間企業などとの情報交換が示されている。

以上をまとめると、AIの「導入」の結果もたらされるリスク管理の困難が議論されており、政府として機関を立ち上げて取り組んでおり、検証を通してエビデンスに基づく政策立案を行っている。

### 3.3 教育省の方針

イギリス文書②、イギリス文書③に基づいて、教育現場とAIについての指針を確認する。2024年8月現在、教育現場でのAI使用に関する最新の研究成果だと言える。23の教育機関から、14人の大学もしくはEdTech系の企業関係者にインタビューを実施したものである。テクノロジーは、教員と生徒（学生）の貴重な関係に取って代わることはできないとしている。その上で、可能性として教員の指導方法を強化することができる点に触れている。ただしこの点を論じるためには、エビデンスと実践の積み重ねを重視する問題意識が反映されている。

実践上の問題については、対面であるとテスト中にインターネットにアクセスできないが、AI環境下ではオンラインで身代わりの回答ができることも触れられている。

イギリス文書②では実証の結果が報告されている。2023年11月現在、42%の初等中等教育現場の教員はAIの使用経験があると回答している（同年4月の調査では17%）。その有用性は業務の効率性に関するものが多く、教材開発、指導案、行政対応への効果が認められている。特別なニーズのある生徒への対応の時間を捻出できるようになったことも挙げられている。しかし、リスクも指摘されている。AIの間違った使い方、依存度が高まることで、倫理面、安全性、プライバシーが懸念されている。さらには教育格差、教員の生成型AIに関する知識（デジタルへの知識も含む）、そしてメディアによる不安を煽る報道による教員の否定的な認識が高まることも挙げられている。

このような結果に基づきながらも、AIの影響を裏付ける十分な実証が引き続き課題だとされており、専門家による検証が待たれている状況である。

イギリス文書③では、生成AIの特徴と問題点がまとめられている。文書②と重複するが、業務改善、教育の質向上への方策を探る重要性が指摘されている。プロンプトをうまく入れれば、迅速なライティングが可能であるが、「人間の主題知識に関する判断や深い理解に取って代わることはできない」とし、「これまで以上に生徒が知識、専門性、知的能力を習得することを徹底するような教育制度」の必要性が述べられている。

教育機関においては、宿題（や課題）へのポリシー制定、教室外の学習において生成AI使用方法を説明する必要性、大学では知的財産を管理する方針策定が課題になると指摘されている。

### 3.4 まとめ

イギリスのAI政策については、リスク対応として国家レベルで下位組織を作りリスクに対応する組織体制、ガイドラインを裏付けるエビデンスの追求にイギリスらしさがみられる。理論と実践の往還を念頭に、説明責任を高めていく意義を訴えかける点が特徴だろう。

## 4. アメリカ合衆国

アメリカの行政システムは、連邦政府、州政府、地方政府という3層構造から成り、中央の連邦政府は、更に、行政府、立法府、司法府という自立した3部門に分かれる。行政府は、米国大統領府に象徴され、立法府・司法府で制定・検討された法律を、実際に執行する役目を担う。行政府の長である米国大統領の執務室が置かれる通称ホワイトハウスは、国家の重要事項を決定する最終的権限と責任を有する。また、行政府には15の省

とその他多くの機関が設置され、教育を司る教育省もここに含まれる。

#### 4.1 対象とする文書

アメリカの国家レベルおよび教育レベルにおけるAIに関する方針を調査するため、本章では、二つの主たる公的文書を検証した。一つ目は、アメリカの国家レベルの方針を示す公的文書として、「AIの権利章典のブループリント：アメリカ国民のために自動化システムを機能させる」(The Blueprint for an AI Bill of Rights: Making Automated Systems Work for the American People (White House, 2022)) である(以下、米国文書①と称す)。本文書は、2022年10月にホワイトハウスの科学技術政策局が作成し、人工知能時代における米国市民の権利を保護するための、自動化システムの設計、利用、展開を導く5つの原則とそれに関連する実践をセットにして示したものである。また、米国では、AIの信頼性と公平性を確保することに焦点を当てた複数の大統領令が発令されている。本文書は、米国市民との広範な協議を通じて策定されており、これらの原則は、民主的価値観に沿い、市民権、市民の自由、人々のプライバシーを保護する自動化システムの構築と発展のためのガイドラインである。

二つ目に、アメリカの教育におけるAIの扱いや方針を示す公的文書として、「人工知能と教育・学習の未来：洞察と提言」(Artificial Intelligence and the Future of Teaching and Learning: Insights and Recommendations. (U.S. Department of Education, Office of Educational Technology, 2023)) (以下、米国文書②) を取り上げる。この文書は、米国教育省の教育技術局が2023年5月に出版したもので、教育、学習、研究、評価におけるAIの機会とリスクについて、公的意見に基づいてまとめた報告書である。バイデン・ハリス政権は、AI関連の使用機会とリス

クに対して首尾一貫した包括的なアプローチを推進しているが、この文書は、その継続的な取り組みの一環である。

#### 4.2 政府の方針

2022年の「AIの権利章典のブループリント」(米国文書①) は、AIに関する5つの原則とその実践について、以下の様に説明している。

##### 1. 安全かつ効果的なシステム

自動化システムは、多様な利害関係者との協議、事前展開テスト、継続的なモニタリングを通じて、安全性と有効性を優先しなければならない。また、ユーザーやコミュニティを危険にさらすことを回避し、適切なデータ利用を確保し、必要に応じてシステムの削除も可能にすべきである。独立した評価により、安全対策を確認し、透明性を高めるために公開すべきである。

##### 2. アルゴリズムによる差別防止

自動化されたシステムが、人種、肌の色、民族性、性別、宗教、年齢、国籍、障害、遺伝情報その他の不当な差別的取り扱いや不利益をもたらすことが無いよう、設計者は、積極的な公平性の評価を実施し、明確な報告を公開すべきである。

##### 3. データプライバシー

人々は、不正なデータ処理から保護され、自身のデータの使用について決定権を持つべきである。自動化システムの設計者、開発者、導入者は、ユーザーのデータの収集・利用・アクセス・転送・削除に関して、ユーザーの決定を尊重すべきであり、倫理審査や使用禁止も考慮に入れるべきだ。

##### 4. 通知と説明

自動化システムの設計者、開発者、導入者は、人々にそのようなシステムが使用されていることを通知し、その影響や結果を説明して理解させることが必要である。説明は、明確でタイムリーであり、状況に基づくリスクのレベルに合わせて調

整され、アクセス可能な平易な言葉による文書により提供されるべきである。

#### 5. 人による代替, 考慮, および代替策

故障やエラーなどの問題が生じた時は、自動化されたシステムからオプトアウトし、人による代替策が利用できるようにするべきである。一般市民に不当な負担を課さないように、監督のためのアクセスやオペレーターの研修を整備し、機微性の高い決定に対する人間的な配慮と、評価報告の公開を組み込むべきである。

その後、2023年10月30日には、バイデン大統領が「人工知能の安全、安心、かつ信頼性の高い開発および利用に関する大統領令 (Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence)」(Exec. Order No. 14, 110, 2023) に署名しており、AIの安全性への政府の方針は更に堅牢となった。米国文書①は、米国市民の意見を反映して策定され、民主的価値観に沿い、市民権、市民の自由、人々のプライバシーを保護する自動化システムの構築と発展のためのガイドラインである。

#### 4.3 教育省の方針

米国文書②では、教育と学習を改善し、教育システム全体の革新を支援するための教育テクノロジーの利用を推進すると同時に、AI導入に伴って生じうる課題を認識し、今後の政策策定の指針となる提言を行っている。本文書は、米国文書①を基盤とし、EUによるAIの倫理指針 (European Commission, 2022) 等の外部資料も参考にしつつ、国民への聞き取り調査に基づいて作成されたものである。AIを「関連性に基づく自動化 (automation based on associations (p.5))」と定義した上で、本文書の内容は、AIとは何かという本質や情報の説明、学習におけるAIの使用や問題点、教育者のAI使用の利点や難しさ、評価

におけるAIの働きと問題点、そしてAIの研究や開発に至るまで、教育に関わるAIの利点と問題点を広く論じている。また、この自動化による大規模なコスト削減や教育上の優先事項の達成可能性、AIの将来的・潜在的なリスクに対する不安の強さ、そして想定外の結果がもたらされる可能性が大きいため、AI政策を整備することが喫緊であり、教育分野に特化した、倫理的で公平なポリシーの構築が必要であると述べている。更に、同省が教育テクノロジーについての内容を出版している「全米教育技術計画」(National Educational Technology Plan: NETP) について、デジタル技術一般に加えてAIへのポリシーを盛り込んで更新することを提言している。

このように、米国文書②は、人工知能 (AI) を教育に導入することの利点と共に、そのリスクについても深く認識しており、将来に向けて強固なポリシーを構築しようとしていることが読み取れる。また、教育テクノロジーの開発やAI政策に際しては、教師、教育リーダー、政策立案者、研究者、教育テクノロジーの革新者、プロバイダーなどが協力して取り組むことが必要であると提言しており、AI時代にありながらも人間の役割の重要性が強調されている。

#### 4.4 まとめ

以上が示す様に、アメリカでは、ChatGPTの公開の衝撃よりも前から、「自動化システム」としてAIの機能やリスクに注目し、対策が検討されていたことが分る。米国文書①では、AIのシステムの信頼性、差別の防止、データ保護、市民への説明責任、万一に備えた人の代替などの問題が、具体的に議論され、全体として、AIの社会への幅広い浸透に対する人々の安全を担保することが目的となっている。また、米国文書②では、教育界におけるAIに関する知識の共有と政策の策定の必要性が明確に示されている。両方の文書

に共通するのは、倫理面と安全性を含むAIのリスクに対する政策が入念に検討されている点である。どちらも、一部の有識者だけの見解ではなく、聞き取り調査等による米国市民との広範な協議を元に策定されている点と、報告書の公開による情報の透明性の確保が強調されている点に、注目したい。

## 5. 日本

### 5.1 対象とする文書

日本におけるAIに関する公的文書として参考にしたのは、内閣府の政策の一つである「科学技術・イノベーション」における「AI戦略」に提示されている、内閣府（2023）「AIに関する暫定的な論点の整理」（以下、日本文書①）である。

この文書は、2023年5月に発行され、AI戦略会議の構成員による生成AIを中心としたAIに関する論点を整理したものである。2023年5月末時点までの論点で、2023年（令和5年）5月に開催されたG7広島サミットで提唱された「広島AIプロセス」の内容も踏まえている。現時点で内閣府によって公開されているAIに関する論点をまとめた唯一の公式文書である。

次に、教育関係に関する文書として参考にしたのは、文部科学省（2023）「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」（以下、日本文書②）である。

文部科学省（初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトチーム）が、政府全体の会議、G7教育大臣会合、幅広い有識者、中央教育審議会委員からの意見に基づき、2023年（令和5年）6月末時点の知見を暫定的に取りまとめたものである。

生成AIの利用が広がる中、主に小学校・中学校で働く学校関係者がその活用の適否を判断する際に参考にできる参考資料であり、一律的な禁止

や義務づけは伴わない。日本文書①と同様に、「広島AIプロセス」の内容を踏まえており、今後様々な進展や科学的知見の蓄積に沿って改訂を行う予定となっている。

### 5.2 政府の方針

日本文書①の内容を概観すると、日本政府の基本方針は、ガイドラインの策定をベースに、AIに対する安全性を確保しつつ、リスク対応とイノベーションの両方を推進する方針であることが伺われる。また、「広島AIプロセス」をG7広島サミットにおいて合意された、先進的なAIシステムに関する国際的な指針であるとして、引き続き国際的なルール構築に向けた主体的な役割を發揮していくことを目標にしている。

少子化により労働人口が急減する日本では、社会全体でAIを利用することによって「生産性を上げていくことは避けて通れない道（p.4）」であるとして、AI利用の推進と開発力の強化を重視している。また、国内だけではなく、安全保障、災害対策、温暖化対策などの地球規模の課題を解決する上でも、AIは重要なツールであると位置付け、技術革新に取り組む必要性を謳っている。

今後AIの積極的な開発、提供、利用を行う上で大切なことは、適切なリスクへの対応と「安全性」の確保である。懸念されるリスクとして、「機密情報の漏洩や個人情報への不適切な利用」、「犯罪の巧妙化・容易化」、「偽情報等が社会を不安定化・混乱させるリスク」などが挙げられている。このようなリスクに対応するためには、AIの透明性と信頼性の確保が重要である。そのため、AI開発者・サービス提供者に対して、過度な規制を避けつつ、既存の法令・ガイドラインの遵守を促すとともに積極的な情報開示を求めたいと論じている。

AIの利用促進については、官民様々なところ

から提供されるデータを「信頼性を前提としながら連携させていく (p. 14)」必要性があるとしている。更に、生成AIの利用は、リスクがある一方で、事務作業の効率化や問い合わせ対応の高度化、日常生活における利便性の向上など、様々な恩恵があることを挙げている。政府機関はもとより、幅広い世代においても、その利用を推進させるために、賢く使いこなすスキル・リテラシー習得の重要性も述べている。

### 5.3 文部科学省の方針

日本文書②は、日本文書①と同様に、「広島AIプロセス」に基づいている。そのため、基本方針は同じく、生成AIに関する懸念やリスクを認識しつつ、児童生徒の発達段階や実情を踏まえて、適切であると判断できる範囲内で教育活動や学習評価に利用できることが示唆されている。

現行の学習指導要領では、「情報活用能力」が学習の基盤となる資質・能力に位置付けられており、「情報技術を学習や日常生活に活用できるようにする (p. 4)」能力の育成が重要であるとしている。この情報活用能力が、新しい情報技術である生成AIと関連している。多くの社会人が生産性の向上に活用しているとして、生成AIの仕組みの理解、活用方法の考察、そして実際に使いこなす力の育成が重要であると論じている。

教育活動における適切な生成AIの活用例として、「情報モラル教育 (AIが生成する誤りを含む回答を教材にして、AIの性質や限界などを生徒に気づかせる)」、「グループ活動やアイデアを出す活動 (AIを使用して、足りない視点を見つけることで、議論を深める)」、「外国語教育 (AIを英会話の相手にすること、自然な英語表現への改善、外国人児童生徒のための日本語学習)」における活用などが具体例として挙げられている。

一方、不適切な例としては、「生成AIのメリット・デメリットを十分に理解していないまま自由

に使わせる」、「生成AIによる成果物を自分の成果物として、コンクールの作品として応募したり、レポートや小論文として提出する」、「詩や俳句の創作、音楽・美術の表現など、子供の感性や独創性を育てる場面で最初から安易に使わせる」、「コメントや評価において、教師ではなく、生成AIから生徒に回答させる」、「定期考察や小テストで子供達に使わせる」などの活動が挙げられている。

日本文書②に提示されている適切な活用例と不適切な活用例を比べると、後者の方がより具体的である印象を受ける。現段階では、限定的な利用から始め、生成AIに対する懸念やリスクに十分に対応できる一部の学校において「パイロット的な取り組み」を進め、その成果や課題を検証しながら議論を深めるべきであると論じている。

### 5.4 まとめ

本章では、2つの公的文書 (日本文書①と日本文書②) に基づき、日本における生成AIの基本方針をまとめた。その基本方針は、厳しい規制は避けつつ、同時にリスクや懸念に十分に配慮しながら、ガイドラインに沿って、利用や開発を推進する方向であることが読み取れる。どちらの文書も「広島AIプロセス」に基づいていること、参考資料・ガイドラインとしての役割を果たすこと、今後も改訂が続くことなどが特徴である。

## 6. 考察

以上の分析を踏まえて、表1に基づき考察する。比較の観点は、「AI対策専門機関の設置」「エビデンスの収集・公開済み」「産学連携の姿勢」「ナショナルカリキュラムへの記述に向けた議論」を設定した。これらは3カ国の比較から、注目に値する議論であり、分析結果から抽出したものである。また表中の記述について触れておく。

「○」は明確な記述がある、「△」は記述そのものは存在するものの、実際に行われているかは判別がつかない、「×」は実際に行われていないことを意味する。

表1. 英米日3カ国のAI政策比較

	イギリス	アメリカ	日本
AI対策専門機関の設置	○	×	×
エビデンスの収集・公開済み	○	○	× (議論あり)
産学連携の姿勢	○	○	× (方向性あり)
ナショナルカリキュラムへの記述に向けた議論	×	△ (進行中)	△ (進行中)

AI対策専門機関の設置についてである。イギリスは即座に政府の専門機関としてAI対策の専門機関が設立されている。アメリカでは、大統領令を発表しており重要課題であることが明確である。日本では、G7サミットでの議論を反映して方向性を模索している様子が見える。

エビデンスについては、イギリスとアメリカが、有識者を交えた検証を行っている。その際に、EdTech関係の専門家を招聘するなどして、多角的に実証する状況が発表されている。日本では、方向性は示されているものの、具体的な方策は見えていない。ただし、シンクタンクなどの調査会社に依頼する形で、著作権とAI政策（例えば、文化庁、2024）に資するエビデンスを得ている。また日本では、イギリス、アメリカの動きを参考にした実証方法も今後出てくる可能性がある。この点は、産学連携で進行していくことも考えられる。このように権利や偽情報などは国益に関わることも多いため、議論が盛んである。と

ころが、教育に関して議論が必ずしも迅速でないのは、教育と政策の間が別のレベルとして捉えられていると推察される。

さらには、ナショナルカリキュラムの中での記述についてである。3カ国に共通しているのは、人間の持つ能力を拡張することには触れながらも、リスクの側面が強調されていることである。ここでもイギリス、アメリカではエビデンスに基づく政策立案が強調され、持続可能な政策づくりへの萌芽が見られる。特にアメリカでは「全米教育技術計画」(National Educational Technology Plan: NETP) が発表されていることから、いずれこの内容を踏まえた教育方法に関する研究が公表される可能性は高い。そして日本では、学習指導要領の改訂が10年に一度というタイムスパンであることから、今後どのようになっていくのかは動向を追跡していくしかないように思われる。イギリスではナショナルカリキュラムが2014年に発表されたが、あくまでも最低限の内容で、学校次第という側面が強い。そのため、教育省がAIに関する調査を発表していても、ナショナルカリキュラムにどう反映されるかは不明だというのが現状であろう。

## 7. 結論と今後の課題

本研究ノートでは、3カ国を対象にして、AIに関する政府、教育省などの方針を比較した。イギリス、アメリカに比較して、日本ではようやく議論が始まったばかりという感じがする。AIをめぐることは、国際的な問題となっていることや、これまで以上にそのインパクトが大きいことから、産学連携も含めた多様なアクター（有識者、関連組織）との協働が求められる。今後、イギリス、アメリカと同様の構造が日本でも見られる可能性が高いので、継続して研究を進めていきたい。

参考文献

- アメリカンセンタージャパン. (n. d.). 米国政府・政治, 米国外務省, 米国大使館.  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/govt/1275/>
- Department of Education (2023). *Generative artificial intelligence (AI) in education*  
<https://www.gov.uk/government/publications/generative-artificial-intelligence-in-education/generative-artificial-intelligence-ai-in-education>
- Department of Education (2024). *Generative AI in education: educator and expert views*  
<https://www.gov.uk/government/publications/generative-ai-in-education-educator-and-expert-views>
- European Commission, Directorate-General for Education, Youth, Sport and Culture. (2022). *Ethical guidelines on the use of artificial intelligence (AI) and data in teaching and learning for educators*. Publications Office of the European Union.  
<https://data.europa.eu/doi/10.2766/153756>
- Exec. Order No. 14,110, 3 C.F.R. 75191 (2023).  
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-11-01/pdf/2023-24283.pdf>
- 外務省 (2024). 『G20外相会合 (概要)』  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit\\_000001\\_00356.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit_000001_00356.html)
- 松尾豊 (2023/03/09 配信). 『JDLA生成AIの衝撃～ChatGPTで世界はどう変わるのか～』 主催：日本ディープラーニング協会  
<https://www.jdla.org/topic/event-20230309/>
- 文部科学省 (2023). 『初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン』  
[https://www.mext.go.jp/content/20230718-mtx\\_syoto02-000031167\\_011.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230718-mtx_syoto02-000031167_011.pdf)
- 文化庁 (2024). 『AIと著作権に関する諸外国調査報告書』  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94035501_04.pdf)
- 内閣府 (2023). 『AIに関する暫定的な論点の整理』  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ronten\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ronten_honbun.pdf)
- 岡野原大輔 (2023) 『大規模言語モデルは新たな知能か：ChatGPTが変えた世界』 岩波書店
- 首相官邸 AI時代の知的財産権検討会 (2024). 『論点整理：これまでの議論の振り返り』  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai\\_kentoukai/gijisidai/dai4/siryou4.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai4/siryou4.pdf)
- 鄭 美沙 (2023) 「生成AIを教育にどう活用すべきか～各種ガイドライン等から考える可能性と課題～」『ビジネス環境レポート』 第一生命経済研究所  
<https://www.dlri.co.jp/files/ld/285589.pdf>
- The White House. (2022). *The Blueprint for an AI Bill of Rights: Making Automated Systems Work for the American People*.  
<https://www.whitehouse.gov/ostp/ai-bill-of-rights/>
- UK Government. (2023) *Introducing AI Safety Institute*  
<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/65438d159e05fd0014be7bd9/introducing-ai-safety-institute-web-accessible.pdf>
- UNESCO (2023) *Guidance for generative AI in education and research*  
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000386693>
- U.S. Department of Education, Office of Educational Technology. (2023). *Artificial Intelligence and Future of Teaching and Learning: Insights and Recommendations*. Washington, DC.  
<https://tech.ed.gov>